

# あっせん収賄の元足立区議に有罪 東京地裁判決

朝日 2005年09月28日 12時05分

東京都足立区の保養所の管理運営業務発注をめぐり、当時の区幹部に不正に働きかけた見返りに現金300万円を受け取ったとして、あっせん収賄とあっせん利得処罰法違反の罪に問われた元公明党足立区議忍足(おしたり)和雄被告(62)に対し、東京地裁(栗原正史裁判長)は28日、懲役2年執行猶予4年、追徴金300万円(求刑懲役2年、追徴金300万円)の判決を言い渡した。

贈賄と同法違反の罪に問われた会社役員川島章男被告(69)には懲役1年6カ月執行猶予3年(求刑懲役1年6カ月)を言い渡した。

判決によると、忍足元区議は、神奈川県湯河原町にある区立保養所の管理運営業務について働きかけた見返りに、04年7月と同8月の2回、川島被告から現金を受け取った。

## 区民保養所巡る汚職、元足立区副議長に有罪判決

東京都足立区の区民保養所の管理運営業務発注を巡る汚職事件で、あっせん収賄とあっせん利得処罰法違反の罪に問われた同区議会元副議長忍足(おしたり)和雄被告(62)(議員辞職)の判決が28日、東京地裁であった。

栗原正史裁判長は「議員としての影響力を露骨に行使した大胆な犯行で、公職者としての倫理感が欠けている」と述べ、懲役2年、執行猶予4年、追徴金300万円を言い渡した。

贈賄と同法違反の罪に問われた日本料理店経営川島章男被告(69)は懲役1年6月、執行猶予3年とした。

判決によると、忍足被告は副議長だった2003年6月、同店が保養所の管理運営業務を受注するための便宜をはかるよう同区幹部に働きかけ、謝礼として04年7月と8月、川島被告から現金計300万円を受け取った。

(2005年9月28日 14時38分 読売新聞)